

調停申立書

令和4年1月11日
松本博二

記

昭和28年に月照寺は宗教法人化され、当時の浄土宗出雲教区が初代月照寺兼務住職として東林寺住職安井大学を任命して以降、昭和49年には2代目兼務住職として初代の孫である安井昭雄、2代目安井昭雄死亡後は3代目兼務住職として安井昭雄の甥である、米子・涼善寺現住職高梨博昭が就任し、月照寺兼務住職は、連続3代の東林寺出身僧侶が任命されてきました。昭和28年から令和4年までの69年間、月照寺責任役員を東林寺出身僧侶が3人の内2人、3代連続して占める事になる事態が続き（残り1名の責任役員は法類の善導寺住職）、その結果、私の先祖が月照寺を自らの子孫達からの追善供養、廻向を受ける為の墓所として創建したのにも関わらず、東林寺出身僧侶達および法類僧侶達により、彼らの努めるべき僧侶倫理を示す宗教的活動（子孫による先祖への追善法要依頼、月照寺住職として毎朝毎夕行うべき読教等の勤行）は無視され否定され、その上、彼らは浄土宗僧侶であるのに、初代直政公から九代斎貴公、11代直応公までの直系の子孫である私を、世俗の警察権力をを利用して強制的に月照寺墓所から追い出しました。一方、月照寺の世俗的活動である管理運営面においても、宗教法人法、浄土宗宗門法制・宗綱、月照寺寺院規則の数々の条文を無視した非違行為が我々直系の子孫だけではなく、10代定安公の子孫である現松平家および松平家関係者にも告げられずに内密に行われてきました。

3名の東林寺出身僧侶、善導寺住職による月照寺における宗教活動面と管理運営面においての浄土宗僧侶倫理を欠いた行為は、月照寺墓所に眠る9人の先祖達を冒涜し、なおかつ、月照寺墓所の尊厳を踏みにじった行為だけにとどまらず、月照寺の観光化だけを目的とした行為であり、また月照寺から東林寺への財産移動を目的とした行為だったとも言えます。その結果として引き起こされた現月照寺墓所の風致および環境破壊は決して許されるべきものではありません。

以上、昭和28年の宗教法人化から現在までも続いている月照寺における東林寺出身僧侶達および東林寺法類僧侶達による行為は、明らかに、明白に、9人の先祖達の月照寺墓所創建の遺志を冒涜し、浄土宗宗門法制・宗綱に基づいた浄土宗僧侶倫理に反した行為であると断言できます。それゆえ、直ちに月照寺現兼務住職高梨博昭は勿論のこと、責任役員である東林寺出身僧侶および東林寺法類僧侶の宗教法人月照寺からの退去を熱望し、この「調停申立書」を浄土宗出雲教区長に提出する次第です。

- ・(主たる調停申し立ての理由)

申し立て理由の根拠、詳細については、既に私が作成しましたホームページ「月照寺に関する報告書・不昧公の子孫からの報告」をお読みください。

- 1, 私は、月照寺墓所に眠る、松江松平家初代直政公から九代斎貴公までの血の繋がった直系の子孫の一人である。したがって私は、宗綱・檀信徒規程第1条記載の「継続してその祖先に関する法要を依頼する者」であることは明白であるのにも関わらず、兼務住職高梨博昭は、私を9人の松江藩歴代藩主子孫として認めず、浄土宗宗綱第5章第28条2項及び檀信徒規程第3条1項をも守らず、檀徒資格のある者とも認めようとしない。兼務住職高梨博昭には浄土宗宗門法制中の何を根拠にして私を子孫として認めないのか、月照寺檀徒にしないのか、出来ないのか、したくないのかの理由となる根拠の提示を要求します。
- 2, 併せて、何の法律をも犯していない直系の子孫である私を、警察権力を利用し月照寺から「不退去罪」で退去させたことに対して、兼務住職高梨博昭から私への謝罪を要求します。
- 3, 過去は勿論、現在も月照寺で続けられている、数々の宗教法人法違反、浄土宗宗門法制・宗綱違反、月照寺寺院規則違反に対しての、先祖への謝罪そして直系の子孫達と現松平家および松平家関係者への謝罪を、兼務住職高梨博昭に要求します。
- 4, 主たる調停申し立て理由1から3までで明らかですが、兼務住職高梨博昭の一般社会人としての資質の無さ、浄土宗僧侶としての資質の無さ、月照寺兼務住職としての資質の無さ、そして浄土宗僧侶としての倫理観の欠如を根拠として、兼務住職高梨博昭の月照寺からの退去を要求します。
- 5, 調停申し立て理由1から4までで明らかのように、月照寺兼務住職として私の先祖達への尊嚴を感じる事ができない、しようとしない兼務住職高梨博昭の月照寺からの退去を要求します。

以上